

六
歳
首

照覽
氏
改
初
5
東
洋
報
打
欣
氏
約
定
書
譯
稿

遠
成

七年九月九日騰寫

正



414
A2136

欽定約定書譯稿

日本政府其國大坂ニ於テ新ニ造幣寮ヲ建築シ

將サニ全國通用ノ貨幣鑄造ノ為メ官職ヲ設ケ

ントスルヤ同寮首長其他官員ヨリ仕役ノ職工

ニ至ルマテノ補任ヲ右政府ヨリ東洋銀行(以下銀行

トノ稱ス)ニ委任スルニ因テ此千八百七十年第三月

三日銀行ハ甲トナリ香港元英國造幣寮頭取

ルウイキ州南ラツジ、シント、マリー、イ、ミング

トンフリラルアル住人「トマス、ウヰリヤム、キン

ドル」ニ於テ双方ノ際ニ取結タル契約ノ款條

大正十一年四月
農商務部寄贈

大藏省
此銀行ハ前ニ述タル如ク此補任ノ權ニ依テ處
分シ右「トマス、ウヰリヤム、キンドル」ニ右造幣寮
ノ首長ノ官ヲ拜命シ其職掌ヲ擔保ヤシ「」ヲ請
求セリ右ハ同人ニ於テ此以下ニ掲載シタル盟
約職制并章程ヲ俯就企及シテ之ヲ遵守セシ「」
ヲ約定セシ所ナリ故ニ今此書面ヲ以テ右トマ
ス、ウヰリヤム、キンドルノ方ニハ此以下ニ包括
シタル豫定ト盟約トヲ熟慮同意シタル上此銀
行ハ同社ノ為メニ其後嗣并社産ヲ讓受ル者共
右「トマス、ウヰリヤム、キンドル」同人ノ受託人并

管理者ト六ニ盟書ヲナシテ之ヲ約定スル「」ノ
證據ヲコ、ニ顯表セリ即チ左ノ如シ

第一款

此銀行ハ直チニ此トマス、ウヰリヤム、キンドルヲ
此以下ニ記載シタル給料ヲ以テ此造幣寮ノ首
長即チ前ニ述タル貨幣鑄造ノ為メノ官職ニ任
スヘキ事

第二款

此補任ハ右トマス、ウヰリヤム、キンドル日本へ到
着ヨリ三ケ年間に推測スヘシ此期限ニ到リ或

ハ其後双方ノ内航レノ方ニテモ猶此約定ヲ決
スルハ此方ニ於テ其主意ヲ書翰ニシテ六ヶ月
前ニ彼方ヘ報知スヘキ事

第三款

給料即此トマス、ウヰリヤム、キンドルヘノ酬金ハ
毎月千四十五弗但日本通貨ノ割合ヲ以テ此銀行ヨ
リ月々拂フヘキ事

第四款

此銀行ハペニンシラ半島兼オリオンタル東洋會社
ノ郵船ニテモ太平海郵船ニテモ便宜ニ從ヒ此

トマスウヰリヤム、キンドルノ為ニ英國ヨリ
日本大坂ニテ航海スル諸費ヲモ籠タル第一等
ノ旅費ヲ豫メ渡スヘシ且又此航海ニ就テ后々
必要望スルモノ或ハ同人自拂及ヒ造中乗即チ
官署ニ定期通リ到着スルニ意外ナル向アル節
ノ諸費モ同人ヘ渡スカ或ハ返償スヘキ事

第五款

此トマス、ウヰリヤム、キンドル航海中ノ給料ハ
一月五百廿二弗半ノ割合ヲ以テ同人乗船ノ時
日ヨリ推算シテ此銀行ヨリ同人ヘ前金カ或

ハ造幣寮へ到着、上渡スヘキ事

第六款

万一此銀行ニ於テ右三ヶ年約定満期前何時ニ
テモ此目今決定ノ意義ニ悖戾スル時、此ト
ス、ウヰリヤム、キントルヘ同人ニ於テ然ル時
ニ請取シモノニ附加シテ前ニ述タル毎月千四
十五弗ノ割合ヲ以テ三ヶ年期限ノ初
然タル給料ヲ四ヶ年ニ精算スヘキ程ノ金高ハ
賠償ノ法ニ因テ此銀行ヨリ拂フヘシ右金高ハ
済債ノ為、此目前ノ決定ヲ以テ直ニ拂フハ

キ事

第七款

若シ三ヶ年約定満期ノ上或ハ其後何時ニラ
此トマス、ウヰリヤム、キンドルノ職掌ヲ免
ンヲ此銀行ニ請求スルヲアルカ或ハ前ニ述
タル同人日本到着ノ日ヨリ五ヶ年満期ノ上或
ハ其後何程カ過テ辞職セント決定ハルトキ
其主意ヲ書翰ニ認メ、ハケ月ニ銀行ニ告知アル
ヘシ右様ノ場合ニハ銀行ニ於テ同人ヘ前ニ述
ル割合ヲ以テ一ヶ年ノ給料ニ比較シタル金高

ラ資料ノ法ヲ以テ養老支給金トシテ前ニ述
月給ニ渡スヘキ高ニ附加シテ之ヲ渡スヘキ也

第八款

此銀行ハ或場合

コ、ニ取除タル如ク除ク

ニ於テ此、マス、ウキ

リヤム、キンドルノ為ノニ第四款ニ掲載シタル

航海旅費ト均シキ帰國旅費ヲモ給スヘシ又同

人英國へ帰ルニ就テ必ス要望スル諸費、償

ヒ其上帰國航海中ハ前ニ述ル半給料一月五

十二弗半ノ割合ヲ以テ之ヲ渡スヘシ併此ト

マスウキリヤム、キンドル日本到着ノ時日ヨリ

五ヶ年満期ノ前随意ニ辞職

但病氣ノ節ハ此限ニ非ススル場合

ニ於テハ前ニ述ル養老支給トシテ資料ヲ受ル

モ或ハ自由帰國旅費ヲ取ルモ不相當タリト

モ若シ病氣退職ノ節ハトマスウキリ、キン

トルニ於テ同上ノ資料自由帰國旅費并航海中

半給料ヲ受取ルハ猶同人其職任相滿テ退辞

ル場合ニ於ル如クナルヘキハ此銀行并ト

スウキリヤム、キンドルノ間ニ了解シテ之ヲ約

定セリ而シテ此目今ノ決定ハ第六款ニ前約

シ通タルヘキ事

第九條

此銀行ハトマス、ウヰリヤムキンドルノ為メニ
最上壯麗ナル住家ヲ豫備スヘシ此住家ハ都テ
要用ナル器具并調度ヲ以テ之ヲ洋備供給ス
猶此銀行ニ於テ日本在留其社第一等首長ハ
メニ豫備スルモノト同様タルヘキ事

第十款

東方ニ於テ政府官負ニ許可アル通例他行ノ
許ハ若シトマスウヰリヤムキンドルニ於テモ通
例ノ振合ヲ以テ願立ル時ハ之ヲ賜ハルヘキ事

第十一款

此トマスウヰリヤムキンドルハ何事ニ依ラス世上
金錢ノ責任ハ一切有セサレモ英國不文律法ノ
常則ニ関係スル如キ同人官坊ノ等則ニ
為メニハ此銀行ノ督責ヲ受クヘキ事

此盟約ノ商議ニ就テトマスウヰリヤムキン
ハ自己ノ為メ其嫡嗣受托人并管理者共此銀
同社ノ後嗣并社産ヲ該受ル者ト共ニ一書ヲナ
シテ之ヲ約定スルノ證據ヲコトニ顯表セリ
即チ左ノ如シ

第十二條

此トマス、ウヰリヤム、キンドル、前ニ述タル職制、
約并章程ヲ以テ首長ノ職掌ヲ擔保シ第一卸船
ニテ日本へ發途スヘキ事

第十三條

此トマス、ウヰリヤム、キンドルハ同人カ量ノ所及
勉以テ造幣寮首長ノ任ヲ竭シ又造幣ノ制度法
則ヲ時々整頓シ特ニ同人ノ意見ニ於テ確正ナ
ル貨幣ヲ鑄出スルヲ擔保スヘシト思考シタル
最善美ノ方法ヲ以テ寮中ノ各局ヲ管轄スヘキ

7

同人ハ此銀行且日本政府ノ損害ヲ防カシ為メ
選得タル方法ヲ以テ施行スヘキ禁制ヲ設クヘ
キ事

貨幣并地金等都テ同人ノ正キ所轄物ヲ移轉ス
ル時ハ常ニ他人ヨリ慥ナル受取并證書ヲ以テ
同人モ亦慥ナル證書受取ヲ交付ヘハシ且同人
ハ都テ輸入ノ地金ヲ経験シテ其價位ヲ定メ其
造幣ニ適スヘキ正真ヲ證スヘキ事
其他約定セシハ此銀行ニ於テ造幣寮ノ官事

ヲ開カントスル以前日本政府ト謀テ約定セシ
ト欲スルモノアリ即チ此邊幣寮ノ計算局ノ書
務ハ仮令日本ノ長官并其ノ次官ノ擔承ニシテ
此トマス、ウヰリヤムキンドルノ權限ニアラス
雖モ然モ造幣寮ノ實際工業ニ屬スヘキ各
方法ニ至テハ同人ノ整頓スル制限ニ從テ動
スヘシ又此トマス、ウヰリヤムキンドルハ此造幣寮
ノ工業ヲ一層盡カシテ管制スヘキ為メニ歐洲
人本國人ヲ論セス諸官員（但日本長官并計算局ニ
諸官員ヲ除クノ外）
超越シテ最充分ナル管轄ト威權トヲ有スヘシ

而シテ諸員ハ深ク信シテ同人ノ指揮ニ服從ス
ヘク教諭ヲ受ヘシ而シテ貨幣鑄造ハ勿論其他
トマス、ウヰリヤム、キンドル管轄シ得ル所ノ事件
ニ就キ日本長官ニ於テ之ヲ公告スル為メノ文
書ハ總テ其公告ノ以前同人ニ示スヘシ是同人
ニ於テ其公告スヘク企テタル書載ヲ確定
カ然ラサレハ之ヲ檢查センカ為ナリ

結局

此書面ハ何事ニ依ラス此所定ニ付テ双方ノ際
ニ或事件ノ爭論不和ヲ生スルトキ其時々之ヲ以

テ日本在留女王陛下ノ大臣總領事ハルリ、
ミ、ス、パークス閣下或ハ、ニ右様ノ争論不
ノ事件ヲ裁判シテ之ヲ双方ノ際ニ落着セシム
ル官真ノ審判ニ任カスヘキヲ、茲ニ約定表明
スルモノナリ即チ其證據トシテ最初ニ記
タル年日ニ於テ此銀行ハ之ニ銀行ノ社印ヲ
シトマス、ウヰリヤム、キンドルハ自ラ記名調印セ
リ

倫敦

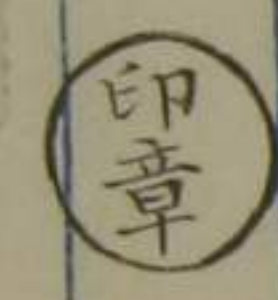
ストレ トン 花押

會長兼主事

セームス、フライス花押



右兩人ノ目前ニ於テトマス、ウヰリヤム、
キンドル花押信印シタリ



トマス、ウヰリヤム、キンドル花押

新貨幣鑄造ニ付英國銀會十一番社中
ニ托シ本國ヨリ造幣寮ニ仕役スル士
官雇入ノ約條書

第一 日本政府ニテ造幣寮ニ使用スル外國人
ヲ傭入ル事ヲ沿定セリ

第二 右外國人ノ為所ヲ管轄スルタメ日本政
府ニテバンクニ命シ右外國人ノ工業ヲ
監察セシメ且日本政府ニ對シ其者等ヲ
引受ヘキエゼント任スル事ヲ希望ス
第三 バンクニテ右外國人ノ職ヲ免シ且要用

ナル時ハ他ノ外國人ヲ其職ニ命スル權
アルヘシ

第四 バンク及ヒ其配下ニ傭ワレタル外國人
ニ報知ナク造幣寮ヨリ貨幣ヲ出シ又ハ
鑄造スヘカラス

第五 若シ外ニ枝葉ノ造幣寮ヲ開ク時ハバン
クニテ右同様其外國人ヲモ管轄スヘシ
第六 約定期限ハ三ヶ年ナレド政府ノ都合ニ
寄リ四五年モ続ク事アルヘシ且バンク
ニ渡スヘキ金高割合左ノ如シ

一ヶ年ノ拂方

初年 二萬五千ドル

二年 二萬ドル

三年 一萬五千ドル

約定連続スル時ハ

四年 一萬ドル

五年 同

外ニ鑄造スル貨幣高ノ千分ノ一ヲ世話
料トシテ拂フベシ「バンク」ノ為ニ外國人
居留地内ニ日本政府ノ出費ニテ相當ノ

建物を造營スベシバンクヨリ石出費ノ
一割ヲ家祖トシテ納メ其修復内部ハバ
ンクニテ引受ヘシ

但外部ノ修復ハ日本政府ノ引受タル
ヘキ事

第七

此約條ハ西洋千八百七十年二月一日

則我明治三年正月元日ヨリ取行フ

ヘシ

日本政府トオリエンタルバンク

社中トノ約定ノ覺

日本政府ノ造幣寮ニ任役スル外國士官等ヲ命スル
事ヲハシクノ支配人ニ任シオリエンタルバン
ク社中ニテ右士官等ニ請合ヲ為ス事就中外國
士官トノ約定中ニ生スヘキ苦情等ニ付テハハ
シクニ煩勞ヲ掛ケザル旨ヲ日本政府、テ引受
ケタリ

ハシクニ緊要ナル請合ヲ為スニハ日本政府ヨ
リ六百弗ヲハシクニ預ケ置キ約定ヲ果セシ上

日本政府、右金ヲ度スヘシ且又前条ノ請合ニ
付、バンクヨリ償金トシテ請求スル其餘ノ高ラ
ハ、バンクニ償フ事ヲ日本政府ニテ引受タリ右ハ
素ヨリバンクノ真ノ損失高ニ越サルベシ

日本政府ニテ貨幣鑄造ノ方法ヲ取極メ其種類
ヲ普告スベシ日本政府ノ高官ヲ造幣寮ノ長官
ニ命シ其長官ノ手ヲ經テ都テ地金ノ出入ヲ許
スベシ且右長官鑄造スベキ貨幣ヲ指揮シ都テ
工業ヲ記録シ造幣寮ニ引渡シタル地金ハ都テ
日本政府ニ對シ引請クヘシ外國士官等右長官

ヨリ命スル貨幣ヲ鑄造シ政府ニテ定ムル量目
及ヨヒ純粹ノ物ヲ造ルベシ外國士官等ヘノ命
令ハ都テ日本政府長官ヨリ外國ノ長官ニ下ス
ベシ外國人ハ各其職ヲ奉スルニ當テ決シテ傍
言ヲ容ルベカラズ外國士官等ノ給料ハ月々
リエシタルバンクニ渡スヘシ然シテバンクヨ
リ士官給料表ヲ作り日本政府ニ差出スベシ
外國人造幣寮ニテ要スル都テ日本職人及
外人
是等ノ給料ハ政府ヨリ渡スベシ
貨幣ヲ鑄造シ外國人ヨリ引渡スヘキ用意整ヒ

之貨幣鑄造成功ノ後右引渡ノ節日本政府ノ長
官又ハ其代理官之レヲ受取ルヘシ而シテ後ハ
其責任其人ニ歸スベシ外國人貨幣ヲ引渡セシ
上ハ最早其責ヲ免ルベシ故ニ日本政府ノ官負
接受ノ以前ニ能ク貨幣ヲ点檢シテ正不正ニ注
意スベシ若シ爭論アラハ直ニ其事ヲ「オリ」
タルバシクニ報知スヘシ且造幣寮ノ外國士官
等ニ對シテ訴訟スル「アラバ」バンクニ通知ス
ベシ

同シクトノ勘定仕上ハ年々第六月三十日ト第

十二月三十一日ト兩度ナルベシ
五年間此約定ヲ引續クベキ前約ヲ廢止シ更ニ
三年間ト定リ右ハ「バ」シクニ於テ擔保スル所ノ
責任重大ナル故ナリ

於橫濱

千八百六十九年第十一月廿九日

オリエンタルバシク社中代

アクチンガ「エ」セント

ロハルトソコ手記

伊藤大藏少輔印

大藏省

大藏省